

# 上総モナークカントリークラブ 会則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称)

本クラブは上総モナークカントリークラブ（以下クラブと云う）と称する。

### 第 2 条 (目的)

クラブは株式会社上総モナークカントリークラブ（以下会社と云う）の所有する施設を利用する資格を有する者（以下会員と云う）がゴルフを通じて会員相互の明朗健全なる親睦を図り併せてゴルフの普及発展に寄与することを目的とする。

### 第 3 条 (事務所)

クラブの事務局は会社内に置き、業務は専務理事或いは会社々員を以って代行する。

## 第 2 章 会 員

### 第 4 条 (会員の種類)

クラブの会員は次の通りとする。

1. 正会員（個人及び法人）
2. 平日会員（個人及び法人）

### 第 5 条 (会員の資格)

会員は会社所定の入会手続きを経た個人又は法人であって会社ならびに理事会が承認した者とする。

### 第 6 条 (会員の権利)

1. 正会員は会社所定の休日を除き、会社が所有かつ運営管理する施設を利用することができる。
2. 平日会員は会社所定の休日及び日祭日を除き、会社が所有かつ運営管理する施設を利用することができる。

### 第 7 条 (施設利用)

1. 会員は施設利用の際、会員証を必ず提示し、プレー代等、別に定める規定の料金を負担するものとする。
2. 会員はクラブにおいては適正な服装をし、エチケット、ルールを守らなければならない。

### 第 8 条 (年会費)

会員は別に定める年会費を毎年 4 月から起算し翌年 3 月迄の 1 ヶ年分を起算の年度始めに会社の指定した口座振替により支払うものとする。但し、途中入会者は入会翌月より月割計算とする。

### 第 9 条 (除名)

会員が次の各項の一に該当するときは会社及び理事会の決議により会員資格を一時停止又は除名することができる。

1. 本クラブの名誉を毀損し又は秩序を乱したとき。
2. 本クラブの諸規則に違反したとき。
3. 所定の諸支払いを 3 ヶ月以上滞納したとき。
4. 前各項のほか処分を適当とする行為があったとき。

### 第 10 条 (資格喪失)

会員は次の場合その資格を失う。

1. 退会
2. 会員資格の譲渡
3. 死亡又は法人会員の母体たる法人の解散
4. 除名

## 第 3 章 入会及び退会

### 第 11 条 (入会)

クラブの入会は会社の定める手続きに従って入会手続きをなし、理事会の承認を経て入会金及び会員資格保証金の払い込みを完了しなければならない。入会金はいかなる場合であってもこれを返還しない。

### 第 12 条 (名義書換)

会員は会員資格を所定の手続きにより会社並びに理事会の承認を得て他に譲渡することができる。その場合譲受け人は会社の定めた譲渡により名義書換料を会社に納入しなければならない。

## 第 4 章 役員及び理事会

### 第 13 条 (役員)

クラブは次の役員を置く  
理事長 1 名・副理事長 1 名・専務理事 1 名、理事 若干名  
役員は全て名誉職とし、その任期は 2 年とする。

### 第 14 条 (役員の選任)

理事、理事長、副理事長、専務理事は会社取締役会が選任し委嘱する。

### 第 15 条 (理事長)

理事長はクラブを代表しクラブの会務を統轄する。副理事長は理事長を補佐し理事長に支障ある場合はその任務を代行する。理事長は必要に応じて理事会を召集し、議長となる。但し理事長の指示により事務局がこれを代行することができる。

### 第 16 条 (理事会の使命)

理事は理事会を構成し本クラブの運営を円滑に行う事を目的とし、理事会は次の事項を決議し会社の承認を得て会社がこれを執行する。

1. クラブの運営に関する基本的事項
2. クラブの運営上必要とする諸規則の制定又は改廃
3. 分科委員の選任及び分担事項
4. 前各号のほかクラブ運営に必要な事項

### 第 17 条 (理事会の決議方法)

理事会は理事の 2 分 1（委任状）の出席をもって成立する。理事会の決議は出席理事の過半数を以ってし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

### 第 18 条 (分科委員会)

クラブは運営上必要な各定数 10 名以内の競技委員会、ハンディキャップ委員会、フェローシップ委員会を設置し各委員会及び委員長は会員の中から選任し会社がこれを委嘱する。委員の任期は理事に準じ、委員会の成立及び決議は理事会に準ずる。但し委員会は必要に応じて増減することができる。

### 第 19 条 (役員解任)

理事会全会一致の決議によるものとする。

## 第 5 章 附 則

### 第 20 条

この会則に定めなき事項又は必要な細則は別にこれを定める。